

2019年度DRP検討委員会
第2回会議 議事録

日時： 2019年10月3日（水）10:02～12:07
場所： アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 会議室

1. 議題

1. UDRP および JP-DRP の差分確認について
2. JP-DRP に基づく手続きの係属中に差押えを受けた場合の扱いについて
3. 手続きの電子化について
4. 裁定文中の個人情報について
5. その他

2. 資料

- 資料1 2019年度DRP検討委員会第1回会合議事録（案）
- 資料2 UDRP と JP-DRP の対比表
- 資料3 UDRP と JP-DRP との差分資料（JPNIC 作成）
- 資料4 参考：欧州におけるDRP手続とドメイン名差押の関係について
- 資料5 JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改定（案）（山口委員作成）
- 資料6 裁定文中の個人情報に関する資料（JPNIC 作成）

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター本部運営委員
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC 事務局：前村 昌紀、藏増 明日香、林 宏信

JPRS：遠藤 淳、北村 和広、白岩一光

4. 議事

12時02分に2019年度DRP検討委員会委員長井上氏により開会された。

1. UDRP および JP-DRP の差分確認について

- 差分は主に4点。1点目、紛争対象となったドメイン名のロック。2点目、紛争対象となったドメイン名が privacy/proxy サービスを利用している場合の扱い。3点目、答弁書の延長期限を1回4日に限り認めること。4点目、DRP の手続きが開始されてから当事者間で和解の話が進んだ場合に DRP の手続きを止めること。これらについては、現在の UDRP には定めがあり、JP-DRP には定めがない。
(JPNIC)
- 申し立てる側は十分に準備をして申立をするが、される側は限られた期間内に答弁書を提出しなければならない。そのことを考えれば、答弁書の提出期限、4日程度の延長であれば問題ないのではないかと。ロックについてもあり得る政策、privacy/proxy サービスは以前から問題になっていた。すべて合理的かと思われ、JPNIC/JPRS の方で問題がなければ、この機会にすべて採用して問題ないのではないかと。
- 答弁書の提出期限の4日延長の「4日」には何の意味があるのか。
- DRP の場合、期限が沢山あり、「△△日以内に□□しなければならない」等、細かく決っている。答弁書については本来の提出期限から基本的に5日以内に紛争処理機関はパネリストを任命し、パネリストに資料一式を送付しなければならない。その関係で、答弁書を本来の提出期限から少し待つとしても4日が限度という事情があり、その関係ではないかと思う。5日目になって答弁書が提出されてきた場合、資料一式をパネリストに規定の期限内に送付できなくなる可能性がある。(JPNIC)

- UDRP と JP-DRP の差分の検討においては、その前提となる gTLD と .JP のサービス上の違いも考慮に入れる必要があり、JPRS からの意見も考慮して欲しいと思っている。（JPRS）
- UDRP と JP-DRP を揃えても良いとは思ったが、UDRP の定める和解のプロセスでは7つのステップが挙げられており、細かいので、4つ程度に搾っても良いのではと思った。
 答弁書提出期限については登録者から「待つて欲しい」と言われることはあまり無いが、4日でも短いと思う。ただ、追加主張の提出については、パネリストの裁量による追加提出を認めることも出来るので、それで足りると思った。
 ドメイン名のロックについては、実質は JP-DRP の場合も既にそのようになっていると思う。ただ、UDRP の場合はレジストラの存在が規則に現れており、その点が JP-DRP の場合とは異なる。JP-DRP の場合は JPNIC と JPRS（レジストリ）しか出てこない。JP-DRP の場合は JPRS が紛争対象となったドメイン名の情報変更を見合わせるが、UDRP の場合はレジストラが紛争対象のドメイン名をロックする。そこが違う。
 他、用語の定義のところ、“Reverse Domain Name Hijacking”、“written notice”の用語の定義は現在の JP-DRP には無い。
- 和解に関する手続き、UDRP の定めでは和解協議をする場合に当事者が必ず紛争処理機関に上申書を必ず提出しなければならないように見える。しかし、提出はあくまでも任意ではないのか。提出が義務的なのか否かについて、文言の明確化は必要かと思う。
- 和解協議をしていますということを申告しなければならない義務はないと思う。当事者が手続きを止めたいと思うかどうか。当然に止めなければならないものでもないと思う。
- 手続外で当事者間で和解の話が進み、和解が成立し、それで終わらせるという希望を当事者が持っていた場合に、「それではダメ」とまで言う必要があるのか。
- 手続きを進めつつ和解の話をするのは良くあることだし、当事者の自由。UDRP のような書き振りにする必要はないかも知れない。
- 各論的な面は別に、方針の問題として、各ポイント（ドメイン名のロック/privacy/proxy サービス利用/答弁書の提出期限の延長/和解手続の明記）について JP-DRP にも規定を置くか否かを今日決めては如何か。UDRP と全く同じ規定にできる訳でもない。
- UDRP との差分を解消する方針は確認されたが、UDRP の規定を全てそのまま採用できる訳でもないと思うので、次回会議にて、UDRP 原文と山口委員作成の改

定（案）を比較し、ローカライズについて検討してはどうか。

⇒UDRP を参考に、何らかの規定は設ける（UDRP との差分を解消する方針）。

⇒次回会議にて、UDRP の日本語訳と山口委員作成の改定（案）を比較/検討する。

2. JP-DRP に基づく手続きの係属中に差押えを受けた場合の扱いについて

- JPRS より、資料4に基づき、差押えに関する海外事例および規定について説明。（JPRS）

（白岩氏、説明概要）

海外でも、DRP の手続きと裁判所/行政機関による差押えとの関係については、必ずしも明確ではないことが分った。デンマーク（.DK）のみ紛争対象ドメイン名が差押えを受けた場合に差押えが優先する規定を設けているように見えるが、他はハッキリしない。.US なども差押えに関する規定の存在は確認できなかった。.US に適用される US-DRP は UDRP とほぼ同じ構成になっていたが、差押えを受けた場合の扱いは確認できなかった。

- 引き続き、差押え以外にも DRP と衝突する事例について調査を継続し、報告予定。（JPRS）

- 処理を検討するだけで良いのか。規定の改定まで検討する必要があるか。

- 他の規定や訴訟に遭遇してしまった場合に配慮し、DRP の手続規則を改定する必要があるかも知れない、ということと認識している。（JPNIC）

- 行政機関の差押えに関する規定があるか否かによって差押えをめぐる結論が全く変わってくるということかと思う。差押えを受けたら差押えを優先するというデンマーク型にするか否か。優先するなら規定の改訂が必要。現在は、訴訟提起があった場合は訴訟を優先するとの規定となっているが、仮処分等の場合にも当然に適用されるか。

- 別に解釈する理由があるか。処分禁止効が働くということでは。

- しかし、同じドメイン名に関する裁判（訴訟手続）が DRP に優先するとの判断の場合は、DRP に基づく判断はサイバースクワッターとの関係に関する限定的なものであることが理由。だから DRP には既判力がない。裁判所での検討が開始されれば、そちらで判断されるので、そちらが優先する。

しかし、仮処分は確定的な判断ではなく、あくまでも本訴が前提。少なくとも仮処分決定の段階では確定的な判断はされていない状態。このため、仮処分をかけられた段階では、「こちらはこちらで粛々と進める」として DRP の手続きを進めるとの方針は理屈的にはあり得ると思う。

暫定処分における処分禁止効の話については、手続的には差押えられた状況で、押さえられた側が反論があるならば、後から「第三者異議」で処理する話では。法の建付けも

そのようになっている。

例えば、DRP が国税当局からの差押えに従わずに手続きを進めた場合に、処分禁止効に反する処分行為を行ったとして罰則の対象になるのだろうか。

- 取立てが出来たはずのものを DRP の方で勝手に処分したとして損害賠償請求の対象になる等の可能性が無くはないのでは。また、第三者異議の主張が出来たとしても、「処分行為が有効か否かは第三者異議の中で争うべき話であって、DRP の手続きが勝手に判断すべき話ではなかった」との主張を行政機関が行う可能性はあるのではないか。
- 所詮は留保付きの権利。処分禁止効が働く場合も同じ。留保の停止条件を具備してしまったら、空っぽの権利になってしまうのは止むを得ないのでは。処分禁止効と DRP、矛盾しないとの理屈も成り立つのではと思う。
- 最後は裁判所の判断ということになるか。
- 「裁判所の判断」と言った場合に、仮処分や仮差押まで含むか否か、という点についても同じ論点が成り立つ。
- 目に見えない権利。債権も。例えば債権を譲渡して後から差押えがなされた場合どうなるか。
- その場合は、譲渡日と差押通知の到達の日付のどちらが早いかで決めるのでは。
- その場合でも、対抗要件を具備しているか否かについて争いが生じる余地はある。
- 民間団体（JPNIC）の決めたルールで法の適用を排除できるのかと言ったら、難しい気はする。
- 敢えて何も決めないという選択肢もあり得る。いずれにしろ、差押え、またはそれに類似する手続きが起こされたら DRP の手続きは停止するとの規定にするという方針もあり得るが、そのような方針を採用するためには規定の改定が必要。その場合、DRP の制度趣旨が貫徹しない面は生じると思う。

⇒JPRS は、引き続き海外事例等について調査を継続する。

3. 手続きの電子化について

3-1. 手続電子化に向けた進捗状況と電子化された手続きにおける連絡について

- 手続きに向けた検討状況はどのようになっているか。
- 2年前に検討して以降、具体的には進んではない。（JPNIC）
- 資料（証拠）の容量の関係でメールを何通にも分けて資料が送付されてくる等は多い。

- ▶ UDRP に”Written notice”という言葉もあるとおり、完全電子化とは言っても、全てを電子化している訳ではない。「あなたに対して申立てが提出されました」「メールで（申立書等を）送っているのを見て下さい」といった「通知」だけは郵送で送っている。申立書や資料（証拠）類までは郵送では送っていないということ。
- ▶ e-mail アドレスはインターネット上の住所なので、そこに通知が行く必要はあると思う。クラウド上の資料の置き場が e-mail に完全に代わるようにも思わない。しかし、現実社会では支障がある場合もあると思うので、e-mail アドレスに連絡を送っていますよという通知を紙で送るという実務を行うのは非常にバランスが取れていると思う。
- ▶ クラウドシステムがあればメールは不要との考えもあると思うが、クラウドを使用出来る時点でメールアドレスは持っているだろうとの前提。それが identification になるというのは妥当では。（JPNIC）
- ▶ 要するに、メールアドレスは identification。
- ▶ 正確には、クラウドシステムは、あくまでも、電子メールの添付ファイルの置き換えということ。Whois の情報が古くなっていて、メールが届かない場合があるかも知れないが。（JPNIC）
- ▶ それは本来本人の責任。ドメイン名の登録規則に情報更新するように定められている。ただ、バックアップはしようということ。本来、情報更新は義務であり情報更新を怠った結果は本人が甘受すべき。ただ、それだと可哀想なので、紙の通知を送るということ。しかし、住所も更新されておらず郵便も到達しなかった場合は二重に権利を放棄しているので、もう止むを得ないのでは。情報更新されていなくても、調べようもないことであるし、こちらは責任を負えない。情報更新をきちんとしないと、権利を失うこともあり得ますということを使うことしか出来ない。
- ▶ Whois で公開される住所や名前を明らかに存在しない住所や明らかにデタラメな名前にしていたり、名前は個人名で住所が「霞ヶ関ビル」とだけなっていて階や部屋番号は書かれていなかったりする等のケースがある。「届かないだろうな」と思いながら送付するが、やはり返送されてきてしまう。JPRS が把握する登録者の他の住所地に送付して届く場合もある。
- ▶ それは住所に関して虚偽申告をしているということであり、本人に帰責性があるとしか考えようがないのでは。

3-2. クラウドサービスを利用した際の受取確認について

- ▶ 資料のやり取りにクラウドサービスを利用する場合、クラウドのページにドメイン名登録者（被申立人）側がアクセスしたか否かを確認できるオプションをつけることがで

きる。アクセスしたか否かについて記録も残る。紛争処理機関から見て、手続参加の機会の確認にはなると思った。ただ、アクセスしたか否かは確認できても資料を読んだかどうかまでは分らない。

- 郵便の場合、開封したかどうかまでは確認できない。
- 郵便の場合は配達証明付郵便で送付している。
- 配達証明付郵便で送付しても〈受け取ったこと〉の確認は出来ても、〈開封して読んだかどうか〉までは確認出来ない。
しかし、〈読んでないかも知れない〉ことまで配慮する必要まではないのでは。ただ、アクセスしたか否か等が紛争処理機関の側から確認することが出来れば、フレキシブルな手続運用につながるかも知れないと思う。
但し、〈読んだことの確認〉に関して制度化する必要まではないのでは。
- 裁定文中、いつ送付したか、いつ連絡したか等を事実経過として書く関係で、少し日付を気にしている。電子メールでの連絡の場合は発信した日が基準。郵便であれば配達された日が基準。
- 登録者側が後で「手続開始を知らなかった」「不当だ」と思ったとしても、既判力が無い前提なので、手続参加の機会がなかったことについて出訴して争うことも出来る。そもそも、電子メールと郵送で二重に連絡していれば十分では。
- 争われても負けることはないだろう。連絡先の情報更新を自分で怠っておいて、あるいは虚偽の連絡先を載せる等しておきながら、「参加の機会がなかった」との主張が通りそうには思わない。
- アクセスしたか否かを確認できる仕組みを導入したとして、アクセスされていないことが確認されるときに、どうするか。規則に書く話ではないと思うが。(JPNIC)
- クラウドシステムのアクセス先を電子メールに書いて送ったら紛争処理機関は送付の義務を果たしたとの共通の理解が検討委員会内で得られるなら、それで問題ないと思う。

3-3. 電子署名について

- 署名をどうするか。UDRP では申立書、答弁書には「signature (in any electronic format)」となっており、厳密なものではないようだ。日本の電子署名法が定めるような厳密なものにすべきか。
- 仲裁などでは、「こうでなければならない」ものはないように思う。電子署名の人もいるが、たまに見る程度。

- 仲裁の当事者間でわざわざ偽造された証拠を提出してくる等の状況も生じにくい。だから UDRP も様式問わずと言っているのでは。何らかの形で **identification** を確認できれば良いという程度。
- 日本政府が示している裁判手続等の IT 化検討会「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ―「3つの e」の実現に向けて―」という報告書でも、「電子署名を基盤としたデジタル ID を必須の前提とせず」、あまり厳密なものを要求していない。UDRP では公開している裁定文に署名も無い。紛争処理機関が、パネリストが書いた裁定文を改竄する等も考えられないことであり、署名がなければならないということでもないと思う。
- 3名パネルの場合、3名のパネリストの住所が離れた場所だと裁定文を回して各パネルが署名する手間が発生してしまう。アンチドーピング規律パネルの場合は、規定を改定し、長1名の署名のみで良いと変えた。ただ、仲裁の裁定の拘束力に署名が必要とする法律がある場合もあり、最低1名のパネルの署名は必要と考えた。
しかし、DRP は **arbitral award** でもないので、署名は特段不要と思う。
- 反対意見があった場合に、反対意見を表明したパネリストの署名は必要にならないか。
- 反対意見に拘束力はないので、署名の必要性の有無に関して規定もない。
⇒ 手続電子化に向けて、規定の改定案の作成は進めることとする。
⇒ 通知の送付については、本日の会議で議論が進んだ。
⇒ システム/フローについては、JIPAC が既に他の事業で使用しているクラウドシステムと同じシステムを使用する前提で調整を進める。

4. 裁定文中の個人情報について

- 裁定文中に現れる氏名、住所といった個人情報については、裁定公開に予めドメイン名登録者が同意している形になっているため、公開しても問題ない。伏せる範囲や箇所は JPNIC が JPNIC の裁量で決めることになっている。
しかし、今後も全て公開すべきか否かについて現在事務局で検討中。(JPNIC)
- 公開することに関する方針次第では、サイバースクワッターを晒し者にするという趣旨は無いのか。そのような趣旨が無く、手続きが適切に行われていることを示すだけであれば住所を全部伏せるといった方法もあると思う。
- UDRP は例外的なケースと紛争処理パネルが決定した場合を除いて全部公開としている。UDRP の考え方を見る必要はあるのでは。
- 登録者の住所として裁定文に記載されている住所が正しいのか否かは JPNIC では確認出来ない。過去、他人の住所を勝手に使用していたケースなども。(JPNIC)

- 住所を勝手に使われた人から抗議があったら黒塗りする等の対応をすれば良いのでは。保護に値しない人物の言い分を斟酌する必要はないように思う。そもそも、裁定文公開に同意している訳であるし。
- UDRP の運用方針を確認してみても良いかも知れない。(JPNIC)

⇒JPNIC 事務局は、UDRP における裁定文の個人情報公開運用について確認する。

以上をもって全ての議事が終了したため、DRP 検討委員会委員長の井上氏により会議は 12 時 07 分に閉会された。

以上